



# 鳥取県公報

平成 26 年 1 月 21 日 (火)  
第 8 5 6 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 公の施設の指定管理者の指定 (52) (子育て応援課) . . . . . 2
- 屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (53) (景観まちづくり課) . . . . . 2
- 県営土地改良事業の工事の完了 (54) (西部総合事務所米子県土整備局) . . . . . 3
- ◇ 公 告 駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部交通指導課) . . . . . 4
- ◇ 調達公告 制限付一般競争入札の実施 (2 件) (警察本部会計課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第52号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年 1 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市栄町606	平成26年 4 月 1 日から 平成31年 3 月 31 日まで

## 鳥取県告示第53号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成26年 1 月 21 日から施行する。

平成26年 1 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年 7 月 1 日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課、東部生活環境事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1）次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地</p>	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年 7 月 1 日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課、東部生活環境事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1）次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地</p>

域に定められた地域を除く。) で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 9 号	略 東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚 1554地先から島根県との県境ま で
略	

(2) 略

3・4 略

5 条例第 3 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 9 号	略 東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚 1554地先から島根県との県境ま で
略	

(2) 略

域に定められた地域を除く。) で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 9 号	略 東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚 1554地先から西伯郡大山町八重 字萱尾781-2地先まで 西伯郡大山町名和字西菖蒲谷 960-1地先から島根県との県境 まで
略	

(2) 略

3・4 略

5 条例第 3 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 9 号	略 東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚 1554地先から西伯郡大山町八重 字萱尾781-2地先まで 西伯郡大山町名和字西菖蒲谷 960-1地先から島根県との県境 まで
略	

(2) 略

鳥取県告示第54号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成26年 1 月 21 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営基幹農道整備事業大名地区農道整備	平成23年 9 月 7 日

# 公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公告する。

平成26年1月21日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

## 1 日時及び場所等

区 分	日 時	場 所	内 容
講 義	平成26年2月20日（木）及び同月21日（金）の午前9時から午後5時10分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部3階 第8会議室	道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識
修了考査	平成26年2月28日（金）午前9時30分から午後0時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部1階 第2会議室	講習内容の理解を確認するための筆記試験（正誤式50問）

## 2 持参する物

印鑑（修了考査日のみ）、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

## 3 受講申込手続

### (1) 受講申込書の交付等

鳥取県内の各警察署交通課において交付する。ただし、インターネットによる場合は、鳥取県警察ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/police/>）から入手することができる。

### (2) 受講申込書の提出等

#### ア 提出先

鳥取県内の各警察署交通課

#### イ 提出方法

受講申込者が受講申込書（裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真を貼付するものとする。）を持参すること。ただし、法人が受講申込者の受講申込書を取りまとめて一括して提出する場合は、当該受講申込者からの委任状を添えること。

#### ウ 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は19,000円とし、その金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印はしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

### (3) 受講申込書の受付期間

平成26年1月23日（木）から同年2月12日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

## 4 その他

3の(3)の受付期間中であっても受講定員（50人）に達したときは、受講の申込みの受付を締め切る場合がある。

## 5 問合せ先

鳥取県警察本部交通部交通指導課

電話 0857-23-0110（代）

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び予定数量

運転免許証更新通知業務 198,000件（平成26年度99,000件、平成27年度99,000件）

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 委託期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

#### (4) 委託場所

鳥取市千代水二丁目8 鳥取県交通総合センター

#### (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務（以下「委託業務」という。）1件当たりの単価（10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「業務単価」という。）とする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年2月6日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

#### (3) 平成26年1月21日（火）から同年2月21日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### (4) 委託業務を確実に履行できる者であること。

#### (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定により、次のいずれにも該当するものとして公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- (オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

ウ 1名以上の雇用者を委託業務の委託場所に配置できること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (代)

#### (2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成26年1月21日(火)から同月28日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年2月21日(金)午後2時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月20日(木)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の(1)から(4)までの入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成26年2月10日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けな

ればならない。

なお、2の(5)の入札参加資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に平成26年2月7日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。

---

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び予定数量

高齢者講習通知業務 37,600件(平成26年度19,000件、平成27年度18,600件)

## (2) 業務の仕様

入札説明書による。

## (3) 委託期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

## (4) 委託場所

鳥取市千代水二丁目8 鳥取県交通総合センター

## (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務（以下「委託業務」という。）1件当たりの単価（10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「業務単価」という。）とする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他であること。

なお、この業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年2月6日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成26年1月21日（火）から同年2月21日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 委託業務を確実に履行できる者であること。

(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定により、次のいずれにも該当するものとして公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

ウ 1名以上の雇用者を委託業務の委託場所に配置できること。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (代)

## (2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成26年1月21日(火)から同月28日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年2月21日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月20日(木)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の(1)から(4)までの入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成26年2月10日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)の入札参加資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に平成26年2月7日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 1 の (1) の予定数量を乗じて得た額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。